

アジア諸国と人権（その四）



研究センター所長
同志社大学教授

安藤 仁介

前回の最後で触れた台湾人元日本兵事件とは、つぎのような事件です。事件の中心は、第二次世界大戦中に日本軍の軍人または軍属として戦地に動員され死傷した台湾人とその遺族が、日本政府に対して補償を求めたことにあります。日本人の軍人や軍属については、戦傷病者戦没者等援護法（援護法）、恩給法により補償が支払われてきました。しかし、これらの法律は受給者が日本国籍をもつことを条件としているため、旧日本領の住民には自動的に適用されるわけではありません。台湾の住民については、さきに見た一九五二年の「日華平和条約」により、台湾人の日本国籍を失くすると同時に、住民の財産・請求権の処理は両国間の特別協定にゆだね

ねることになっていました。ところが、この協定が結ばれるまえに、一九七二年の日中共同宣言により日本が中国の政府承認切り替え政策を採った結果、日華平和条約は失効し、協定を結ぶことができなくなったのです。

この事件は、昭和五七（一九八二）年の東京地裁判決から同六〇（一九八五）年の東京高裁判決を経て、平成四（一九九二）年の最高裁判決で最終的な司法判断が下されました。最高裁判決によれば、戦争犠牲ないし戦争損害は日本国憲法の想定外のものであり、憲法に基づく請求としては受け付けられない／また、この種の請求権は日華平和条約により特別協定で処理することとされていたので、援護法・恩給法の国籍条件には合理的な根拠がある／そして、この協定が結ばなくなった結果、台湾人元日本兵の請求をどのように処理するかは立法政策の問題、つまり議会が解決すべき問題だ——というのです。これについては、国会が議員立法により、ある程度の手当金・見舞金を支払う措置を執りましたが、最高裁判決の考え方自体に疑問はないでしょうか。

実は、この疑問を検討するうえで、参考になる例があ

ります。それは、私も委員を務めている規約人権委員会の判断です。委員会は世界人権宣言を条約にした「市民的及び政治的権利に関する国際規約」により設置され、同規約に付随する「選択議定書」に基づいて個人が国家

きではないかと思われます。この事件も最終的には、セネガル政府との交渉をつうじてフランス側がいくらかの追加支給をすることで決着しました。

に対して提出する請求にも判断を下します。その一つに、セネガル人元フランス兵年金事件に関する判断があります。これは植民地時代にフランス軍人として戦地に動員され退役後もフランスから軍人年金を支給されていたセネガル人が、年金の計算基準がフランス人の退役軍人と区別されたのは不合理だとして、委員会に訴えたものです。フランス政府は、セネガル側の資料が不正確であり、改善を求めても矯正されなかったため、ある年度以降インフレ加給を追加しなかったものだ、と抗弁しました。しかし委員会は、資料の不正確さはインフレ加給を国籍によって区別する合理的な根拠ではないとして、セネガル人元フランス兵の請求を認めたのです。年金がかつての軍

為が台湾の人びとの人権に与える影響は依然として存続しています。その台湾は、李登輝大統領のあとを受けた陳水扁政権のもとで積極的に政治の民主化を進め、IT産業の成功もあって経済的にも発展しています。さらに人権の分野でも、人権の擁護・促進を政策として掲げ、そのための国際的なネットワークづくりにも努めています。こうした努力の背後には、経済の自由化を進めながら政治的にはなお共産党の一角独裁を維持している大陸本土に対する牽制の意図があるのかも知れません。いずれにせよ私たち日本人としては、台湾の人びとの人権状況に関心を寄せつづけるべきではないでしょうか。

役に對して支払われる以上、のちの国籍変更によって差別すべきではない、というのが委員会の基本的な立場であり、この立場は台湾人元日本兵事件にも適用されるべ